

高齢者が安心して暮らせるまちへ 介護保険制度のお知らせ



問い合わせ 介護保険課 ☎229-3149 FAX229-3334

令和元年度の介護保険料

令和元年度介護保険料の納入通知書を発送

令和元年度の介護保険料が決定しましたので、7月中旬に納入通知書によりお知らせします。なお、65歳以上の人の介護保険料(年額)は、今年度の市民税課税状況や合計所得金額などにより、13段階となっています。詳しくは納入通知書、

または津市ホームページなどでご確認ください。

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。安心してサービスを利用できるようご理解をお願いします。

第1～3段階の介護保険料を減額

低所得者の介護保険料のさらなる軽減強化のために、介護保険法施行令が改正されたことから、第1～3段階の介護保険料を減額しました。令和

元年度納入通知書には、減額後の金額を記載してあります。

所得段階	所得などの条件	年額保険料(△はマイナスを表す)	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している人 本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 	(減額前) 3万3,310円	(減額後) 2万7,500円(△5,810円) 基準額*×0.075を減額
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人 	(減額前) 5万6,160円	(減額後) 4万6,480円(△9,680円) 基準額*×0.125を減額
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階対象者以外の人 	(減額前) 5万8,100円	(減額後) 5万6,170円(△1,930円) 基準額*×0.025を減額

*津市の介護保険料基準額(第5段階)…7万7,470円

「特別徴収」仮徴収額を調整します

4・6・8月の保険料額は仮徴収額として既に通知していますが、各月の保険料額が年間を通してできるだけ均等な額となるように、8月の年金から差し引く保険料を調整し、納付額の平準化を図

ります。平準化により「令和元年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)」の今年度8月の保険料額が、既に通知している額と異なる場合がありますので、ご理解をお願いします。

「特別徴収」仮徴収額の調整例

単位：円

例えば…

所得段階・保険料年額

年度	仮徴収			本徴収			第6段階年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平成30年度	16,200	16,200	15,100	15,260	15,100	15,100	92,960

平成30年度

第6段階・9万2,960円

単位：円

令和元年度

第8段階・11万6,200円

年度	仮徴収			本徴収			第8段階年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
令和元年度	15,100	15,100	21,500	21,500	21,500	21,500	116,200

に該当する人の場合

8月以降の保険料の計算は…

{年額11万6,200円-(4月分1万5,100円+6月分1万5,100円)}÷4=2万1,500円
※100円未満の端数がある場合、10月にまとめます。